



令和7（2025）年度
重要事項説明書
(※在園中は大切に保管してください)

金蘭会保育園

目 次

金蘭会保育園運営規定	・・・ P 2～7
(1) 運営主体（事業者の概要）	・・・ P 8
(2) 園の概要	・・・ P 8
(3) 施設の目的・運営方針	・・・ P 9
(4) ①施設の概要 ・フロアマップ	・・・ P 9 ・・・ P 10
(5) 職員体制	・・・ P 11
(6) 開所時間等	・・・ P 11
(7) 給食について	・・・ P 12
(8) 利用料金	・・・ P 13
(9) 利用の開始に関する事項	・・・ P 14
(10) 利用の終了に関する事項	・・・ P 14
(11) 特別支援教育の取組状況	・・・ P 14
(12) 嘱託医について	・・・ P 14
(13) 体調不良時の対応について	・・・ P 15・16
(14) 災害時の対応について 防災訓練計画	・・・ P 17 ・・・ P 18・19
(15) 要望・苦情等に関する相談窓口	・・・ P 20
(16) 虐待防止について	・・・ P 20
(17) 利用者に対しての保険 ・園児の利用状況	・・・ P 20 ・・・ P 21
(18) 個人情報の取扱いについて	・・・ P 21
(19) 保育園運営委員会について	・・・ P 21
(20) 第三者評価の受審	・・・ P 22
(21) 自己評価の実施状況	・・・ P 22
(22) 子ども・子育て支援法第39条第3項及び第5項の規定により公表・公示された旨	・・・ P 22
(23) その他の留意事項	・・・ P 22
(24) 避難確保計画	・・・ P 22～27

金蘭会保育園運営規程

【平成30年2月28日制定】

【令和5年6月1日改訂】

第1章 総則

(総則) 第1条 学校法人金蘭会学園(以下「学園」という。)が設置する金蘭会保育園(以下「保育園」という。)の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(名称)

第2条 保育園は、金蘭会保育園と称する。

(所在地)

第3条 保育園は、大阪市北区大淀南3丁目3-14に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第4条 保育園は、特定教育・保育の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、保育園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用する子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 3 保育園は、子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用する子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努める。
- 4 保育園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、大阪府、大阪市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 学園は、保育園運営の透明性を確保するとともに、千里金蘭大学、金蘭会高等学校・中学校(以下「千里金蘭大学等」という。)の保育資源を活用し、質の高い保育サービスの提供を担保するため、保育園に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 保育の内容

(提供する特定教育・保育の内容)

第6条 保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、「大阪市児童福祉の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号)」その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を提供する。

- 1 特定教育・保育（子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
法第20条第4項に規定する支給認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る入園児に対し、当該支給認定における保育必要量（同条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- 2 時間外保育（延長保育）
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る入園児に対し、第15条第1項第2号に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- 3 産休明け保育
生後6ヶ月以降より受け入れを実施する。
- 4 障がい児保育
入園時に面接を行い、集団保育が可能な概ね6ヶ月以上の児童を対象とする。
- 5 食事の提供
- 6 その他保育に係る行事等
- 7 一時預かり保育
- 8 地域子育て支援事業

第4章 職員及び職務内容

（職員職種、員数及び職務内容）

第7条 保育園で特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 1名
主任保育士は、園長を補佐し、保育課程の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 総括リーダー保育士 1名
総括リーダー保育士は、園長及び主任保育士を補佐し、そして保育士を指導し利用する子どもの保育業務に従事する。
- (4) 保育士 13名
保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (5) 看護師 1名
看護師は、子どもと職員の健康管理と保育園全般の衛生管理を行う。
- (6) 嘴託医（小児科・歯科各1名）
嘴託医は、入園児の健康診断等、健康管理業務を行う。
- (7) 事務職員 1名

事務職員は、保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務及び雑務を行う。

(8) 園務員 3名

園務員は、保育園の環境の整備、利用する子どもの登降園時の安全見守り及びその他の用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務の心得)

第8条 職員は、法令、本規程及びこれに付属する諸規程を遵守し、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者として、その責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

第9条 職員は、学園、保育園及び職員としての信用を傷つける行為をしてはならない。

(研修)

第10条 職員には、別に定める研修計画に基づいて、必要な研修の機会が準備される。

職員は、これを活用して不断の資質向上と研鑽に努めるものとする。

(職員会議)

第11条 職員相互間の業務連絡等、保育園の円滑な運営を図るため、園長は職員会議を置くものとする。

第5章 利用定員

(利用定員)

第12条 保育園の利用定員は、90名とする。その内訳については、次のとおり定める。

- (1) 0歳児 9名
- (2) 1歳児 12名
- (3) 2歳児 15名
- (4) 3歳児 18名
- (5) 4歳児 18名
- (6) 5歳児 18名

2 一時預かり保育の利用は、概ね1日につき5名を限度とする。

第6章 子どもに対する処遇

(方針)

第13条 入園児の特定教育・保育にあたっては、法の理念に基づき、心身ともに健やかな育成に努めるとともに、入園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしない。

(特定教育・保育を提供する日)

第14条 保育園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 保育園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝・休日
- (3) 年始休日（1月1日から1月3日）
- (4) 年末休日（12月29日から12月31日）
- (5) その他保育園が定めた日

3 保育園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行ううえで必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用する子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第15条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開園時間

開園時間は、午前7時30分から午後7時00分までとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。

ただし、保育園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、午後6時30分から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が特定教育・保育を必要とする時間とする。

(4) 一時預かりに係る保育時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 保育園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた大阪市に対し、当該市が定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 保育園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 延長保育並びに一時預かり保育の利用に係る費用については別に定める支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第17条 保育園は、大阪市が行った利用調整により保育園の利用が決定されたとき、かつ特定教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする

(利用の終了に関する事項)

第18条 保育園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了す

るものとする。

- (1) 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき
- (2) 利用する子どもの保護者から登園の利用に係る取り消しの申し出があったとき
- (3) 市が登園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第19条 保育園の職員は、特定教育・保育の提供時に、利用する子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用する子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び利用する子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条 保育園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第8章 虐待の防止

(虐待の防止のための措置)

第21条 保育園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第9章 保護者との信頼関係

(秘密保持)

第22条 保育園は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報を職務以外に使用し、または第三者に開示しない。

- 2 保育園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用する子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用する子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第23条 保育園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育園は、前項の苦情を受けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

第10章 地域・関係機関との連携

(地域との交流)

第24条 保育園は、地域及び地域の学校園との連携を積極的に行い、地域の子育て・教育環境の充実に貢献するよう努めるものとする。

(保育士養成)

第25条 保育園は、千里金蘭大学と連携し、専門性の高い保育士の養成に資する活動を行う。

- (1) 学生の実習受け入れ（インターンシップを含む）
- (2) ボランティアの受け入れ

(千里金蘭大学等との連携)

第26条 保育園は、千里金蘭大学等と連携し、学生・生徒との交流を行う。

第11章 その他

(記録の整備)

第27条 保育園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第28条 この規程に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、園長がその都度定める。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人 金蘭会学園
事業者の所在地	565-0873 大阪府吹田市藤白台 5 丁目 25-1
事業者の連絡先	06-6872-7703 (法人本部代表)
代表者氏名	理事長 大橋 博

(2) 園の概要

種別	保育所						
名称	金蘭会保育園						
所在地	531-0075 大阪市北区大淀南 3 丁目 3-14						
連絡先	電話番号 : 06-6454-0800 F A X番号 : 06-6454-0802 E-m a i l : info@kinran-hoiku.jp ホームページ URL : http://kinran-hoiku.jp/						
管理者氏名	園長 新田 由紀子						
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする生後六か月から小学校就学前児童						
定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	9人	12人	15人	18人	18人	18人	90人
開設年月日	平成 30(2018)年 4月 1日						
当園の基本理念・方針	<p><保育理念></p> <p>生きる力を育む ~健やかな体・豊かな心・学ぶ意欲~</p> <p><保育方針></p> <p>豊かな環境で健やかな体を作り、子どもの感性、知性、社会性を育む。</p> <p>自主性を大切にし、自律かつ自立した子どもを育てる。</p> <p>子どもを一人の人間として尊重し、子ども・保護者・保育士がともに成長する。</p> <p><保育目標></p> <p>健康でしなやかな体を作る。</p> <p>表現する喜びを育てる。</p> <p>人とかかわる力を育てる。</p> <p>意欲を育てる。</p>						

(3) 施設の目的・運営方針

金蘭会保育園（以下「当園」という。）は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ① 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ② 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- ③ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	1139.36 m ² (344 坪)
	園庭	338.73 m ² (102 坪)
	(屋上園庭)	119.11 m ² (36 坪)
園舎	構造	R C 造 2F
	延床	759.04 m ² (230 坪)

乳児室（0歳児）	1室	1階	39.60 m ²
ほふく室（1歳児）	1室	1階	47.25 m ²
2歳児保育室	1室	1階	40.20 m ²
3歳児保育室	1室	2階	50.75 m ²
4歳児保育室	1室	2階	50.75 m ²
5歳児保育室	1室	2階	50.75 m ²
遊戯室・ランチルーム	1室	1階	116.27 m ²
調理室	1室	1階	43.19 m ²
沐浴室	1室	1階	14.94 m ²
調乳室	1室	1階	3.3 m ²
育児相談室	1室	1階	20.5 m ²
事務室	1室	1階	31.55 m ²

フロアマップ



5) 職員体制（令和6（2024）年4月1日予定）

職種	職務の内容	員数	うち正規	うち正規以外	備考
園長	施設全体の責任者 園の業務を総括、涉外、 保育業務の管理、人事及び事務管理	1	1		
主任	園長の補佐及び不在時の代行 保育内容について保育士を総括	1	1		
保育士	担任業務、担任業務代行 保育上必要な事項	15	12	3	
保育補助	クラス担任の補助	2		2	
看護師	園児及び職員の健康管理等	1		1	
事務職員	施設の経理事務 施設の事務一般の処理、涉外	1		1	
用務員	園内の整備、清掃、見守り等	4		4	午前と夕方

*当園では「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

(6) 開所時間等

保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間認定	18時31分～19時00分
	保育短時間認定	7時30分～8時00分 16時01分～18時00分
開所時間	月～金	7時30分～19時00分
	土曜日	7時30分～18時30分（土曜日の延長保育はありません）
休園日	日曜日・祝日	12月29日(月)～1月3日(土)

- ・標準時間・短時間認定は区役所で勤務時間等を加味して決められます。
- ・登園予定時間までに登園できない場合は必ず**9時までに**電話、もしくはコドモンにて連絡をお願いします。給食人数を9時半には確定しなければならないため、遅れて連絡をいただいた場合、給食の準備が出来かねる場合がありますので、ご承知おきください。
- ・お休みされる場合も**9時までに**連絡をお願いします。
- ・9時半の時点で連絡が無い場合は、大阪市の指導により連絡をさせていただきます。
- ・登降園の際はネームプレートを首から下げてください。

(7) 給食について

「金蘭会保育園における食育計画」に基づき、完全給食とします。

①食事の提供方法

自園調理（調理は委託業者 株式会社 マルワが行います）

②食事の提供日

保育を提供する日は、毎日園児の年齢に応じて以下の時間帯に食事の提供を行います。

年 齢	午前間食	昼 食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3歳児	—	11時30分頃	15時頃
4歳児	—	12時頃	15時頃
5歳児	—	12時頃	15時頃

*献立表は毎月コドモンにてお知らせします。

*園外保育の際はお弁当をご用意ください（3歳児～5歳児）年に2～3回

***成長と共に食事の時間が変更します。**

***遅刻などで時間を大幅に過ぎますと給食の提供ができない場合があります。**

遅れる際は必ず9時までに電話で連絡をして頂きご相談ください。

③アレルギー対応マニュアル

除去食及び代替食に対応します。厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいて実施します。食物アレルギー等により食べてはいけない、体質に合わない食材があれば、「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」「食物アレルギー検査結果」を必ず提出してください。

④栄養士の配置状況

職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園児の栄養指導の管理	3	1	2	業務委託

⑤給食中に本人を含め、他児の給食が嘔吐などで食べられなくなった時は、園に備蓄しているアレルギー対応の備蓄食（防災食）での代替えをさせていただくことがあります。

その際、食器も紙皿、紙コップ、割り箸、使い捨てのスプーンを使います。

(8) 利用料金

次の費用については、当園指定金融機関 三井住友銀行 西野田支店から原則毎月 10 日（5月と1月は15日とします）に口座引き落としいたします。前日までに必ず該当口座への資金準備をお願いします。手数料はご負担ください。なお、引き落とし日が（土）（日）（祝）の場合は前日に前倒しになります。※但し、特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）は大阪市へお支払いになります。（3・4・5歳児クラスは保育料無料です）

◇令和5(2023)年度当初入園時に係る費用（銀行引き落とし）

保育用品	3～5歳児	出席ノート・カラー帽子・はさみ・のり・粘土・粘土板・・粘土べラ・連絡帳 クレパス・お道具箱・おたより袋 他	8000円程度
	0～2歳児	カラー帽子・おたより袋・連絡帳 他	2000円程度
保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター		240円(年額)

◇毎月の費用

<特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）>

園児の保育料は各家庭の所得に応じて負担額が決定されます。支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を大阪市へ直接お支払いいただきます。（3・4・5歳児クラスは保育料無料です）

<実費徴収>

	給食費	活動費 (教材・行事費等)	絵本代 (月一冊)	教育活動費	手ぶら登園 おむつとエプロン	シーツ タオルケット リース代	計
3～5歳	6,500円 〔主食費 2,000円 副食費 4,500円〕	2,000円	500円	3,500円		1070円	13570円
2歳	—	2,000円		3,500円	3750円	1070円	10320円
0～1歳	—	2,000円		—	4420円	1460円	7880円

*物価高騰などの際は年長児で追加で徴収する事があります。

*コットベットに使用するシーツとタオルケットのレンタル料がかかります。

*上記以外にも写真購入等で別途費用が生じます。プロカメラマンの写真 L版150円、2L版500円、保育士の写真 L版75円、2L版200円（物価高騰の為今後値上げになる可能性があります）

*毎年価格の見直しがあります。ご了承ください。

*手ぶら登園おむつとおしり拭き、紙エプロンと口拭きは原則申し込みいただきますようお願いいたします。
2歳児は個々の成長に合わせて年度途中で解約になります。

◇延長保育料

標準時間認定 7：30～18：30

曜日	時間	月 極	スポット
(月)～(金)	18:31～19:00	3,500円	300円 / 一回

*19時以降は超過金が発生します。園児1名につき10分単位で1,000円を徴収します。

*土曜日は延長保育がありません。18:30以降は500円の利用料金がかかります。

***保育園は19時に閉園します。19時までにお迎えをお願い致します。19時を過ぎてのお迎えが何度もある場合は市に相談の延長保育をお断りする事がありますのでご注意ください。**

短時間認定 8：00～16：00

(月)～(金)	スポット
7:30～8:00	500円 / 一回
16:01～18:00	30分毎に500円

*本園では短時間認定の方は、7:30～8:00と16:01～18:00迄延長保育を実施します。

*16:00以降の料金は園児1名につき、30分毎に500円徴収します。

*土曜日の延長保育はありません。

(9) 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後（同意書提出後）に保育の提供を開始します。

(10) 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

①園児が小学生に就学したとき

②園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなつたとき

③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(11) 特別支援教育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として、保育を行います。また成長の段階で気が付くことがある時はお声を掛けさせていただく場合があります。

(12) 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①小児科医

医療機関（医院長名）	さのこどもクリニック（佐野 哲也）
所在地／電話番号	大阪市福島区海老江1-2-17 3F / 06-6940-6105

②歯科医

医療機関（医院長名）	むらたデンタルクリニック（村田 雄子）
所在地／電話番号	大阪市中央区南船場4-12-19 2F / 06-6282-0780

(13) 体調不良時の対応について

・保育中、園児が体調不良になった場合には、保護者に連絡をさせていただきます。
出張等でいつもと違う仕事場に行かれる時は連絡帳に記入、もしくはコドモンで連絡をお願いします。また登園時に保育士にも必ずお伝えください。
子どもは体調が急変しやすいです。急変した場合は救急搬送もしくは急患で病院の受診をしますが、保護者の許可がないと治療ができません。保育園からの連絡はいつでも取れる、もしくは折り返しができるようにし、また、保育園からの連絡があった場合はすぐにお迎えをお願いします。保育中に体調不良になった場合は看護師が看護しますが病児保育は行っておりません。ご理解ご協力ををお願い致します。

・当園玄関ホールに AED（自動体外式除細動器）を設置しています。
・保育中に体調不良になった場合は看護師が看護しますが病児保育は行っておりません。ご理解ご協力ををお願い致します。

・便、尿、嘔吐物、血液など体液がついたものは、大阪市の指導によりそのまま袋に入れて返却いたします。
・ただし他のお子様の体液が衣服に付着した場合は、感染を拡大させない為以下の 3 つの方法を選んでいただききます。

- ① 園にて汚れた衣服を廃棄する。
- ② 次亜塩素酸を衣服にかけ、ビニール袋を 2 重にして持ち帰る。
(衣服はまだらに色落ちします)
- ③ そのままビニール袋に入れ袋を二重にして返却。

お電話にて連絡させていただきますのでご対応をお願いします。

※沢山の子ども達が活動をする園生活では、思いがけないようなことで衣服が汚れたり、穴が開いたりすることがあります。肌着や衣服は汚れたり穴が開いたりしても構わないものをご用意ください。

・ホクナリンテープの扱いについて

ホクナリンテープを貼ってくる際は、テープに記名し、その上から紺創膏を貼ってください。
剥がれ落ちた時に口に入る等して誤飲してしまうことがあります。
またホクナリンテープを貼ってきた際は職員にお伝えください。



【発熱時の対応】

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者へ連絡が望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> 朝から 37.5°C以上の発熱があり元気がなく機嫌が悪い 食欲がなく朝食や水分が摂れない 24時間以内に解熱剤を使用している <p>※1歳以下の乳児の場合（上記にプラスして）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平熱より 1°C以上高いとき 38.0°C以上あるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 前日に 38.0°C以上の発熱で降園し翌日解熱し感染のおそれがないと診断され、全身状態がよい場合（但し、主治医の登園許可が必要） 熱が 37.5°C以下で元気があり機嫌がよい 	<ul style="list-style-type: none"> 38.0°C以上の発熱がある場合 <p>※熱性けいれんの既往児は、37.5°C以上で保護者へ連絡を入れ、主治医の指導内容の対応を実施</p>



【嘔吐時の対応】

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者へ連絡が望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に 2回以上の嘔吐がある 嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである 食欲がなく水分もほしがらない 機嫌が悪く、元氣がない 顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> 感染のおそれがないと診断されたとき 24時間以内に 2回以上の嘔吐がない 水分摂取ができ食欲がある 機嫌がよく元氣である 	<ul style="list-style-type: none"> 咳を伴わない嘔吐がある 元気がなく機嫌、顔色が悪い 2回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く 吐き気が止まらない 腹痛がある 下痢を伴う



【下痢時の対応】

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者へ連絡が望ましい場合
<ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に 2回以上の水様便がある 食事や水分を摂ると下痢がある 下痢に伴い、体温がいつもより高めである 	<ul style="list-style-type: none"> 感染のおそれがないと診断されたとき 24時間以内に 2回以上の水様便がない 食事、水分を摂っても下痢がない 発熱を伴わない 排尿がある 	<ul style="list-style-type: none"> 食事や水分を摂ると刺激で下痢をする 腹痛を伴う下痢がある 水様便が 2回以上ある

・熱もなく下痢や嘔吐が無い場合であっても、明らかに顔色が悪い、体調や機嫌が悪い、食欲がなく水分が取れないなどの場合は園長、看護師の判断でお迎えをお願いする場合があります。

(14) 災害時の対応について

◇警報発令時の保育

<暴風警報発令時>

気象情報等の内容		保護者の対応
A	午前 7 時の時点で 「暴風警報」が発令されている場合	安全確保のため、自宅待機をお願いします。
B	午前 9 時までに 「暴風警報」が解除された場合	10 時から保育開始（保育時間の変更あり） 安全には十分に注意して登園してください。 ※給食あり（献立変更の可能性あり）
C	午前 9 時時点で 「暴風警報」が発令中の場合	園児安全確保のため、当日は臨時休園します。
D	保育時間中（7：30～19：00）に 「暴風警報」が発令された場合	安全確保に万全を期してできるだけ早く迎えに 来てください。災害の状況によっては、緊急連絡をします（コドモン配信・電話連絡等）

<特別警報発令時>

気象情報等の内容		保護者の対応
午前 7 時の時点で 「特別警報」が発令されている場合		園児安全のため、当日は臨時休園します。
保育時間中（7：30～19：00）に 「特別警報」が発令された場合		安全確保に万全を期してできるだけ早く迎えに 来てください。災害の状況によっては、緊急連絡をします。
「特別警報」が 24 時までに解除されても、 保育園施設、ライフラインの状況、給食資材 の搬入事情に問題がある場合		翌日は休園します。
「特別警報」が 24 時から 7 時までに解除さ れても、保育園施設、ライフラインの状況、 給食資材の搬入事情に問題がある場合		翌日は休園します。

◇非常災害時の対策

防火管理者	新田由紀子		
消防計画届出年月日	令和 7(2025) 年 2 月		
避難訓練	火災や地震等を想定した避難及び消火訓練を毎月 1 回実施しま す。		
防災設備	• 自動火災報知機 有 • ガス漏れ報知機 有 • 非常用電源 有 • 防災頭巾 有 • その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有 • 誘導灯 有 • 非常警報装置 有 • スプリンクラー有 • 非常食（水・ビスケット）有 • 避難車 3 台 有 • テント 3 張 有 • 防災マット 有		
避難場所	金蘭会保育園 園庭、金蘭会高等学校中学校、浦江公園		
緊急時の連絡手段	保育園からの緊急メールは、保護者アプリ（コドモン）より発信		
防犯設備	防犯カメラ 8 台、入口電気錠、夜間警備、非常通報装置設置 契約会社：大阪ガスセキュリティーサービス		

*別途定める消防計画書により対応します。 *職員研修（防犯・救命講習）を随時実施します。

【令和6(2024)年度 防災訓練計画】

月	設定	職員の訓練内容	子どもの活動	予定時間	避難場所
4月	火災 (保育室)	・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・通報訓練(模擬) ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練	・避難の為のマイク放送を聞く。 ・避難訓練の意味を知る。 ・保育士の誘導により、遊戯室へ避難移動を行う。 ・避難後に火事の恐ろしさ、煙を吸わないようにする事等の話を聞く。	10:00	遊戯室
5月	火災 (給食室)	・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・通報訓練(模擬) ・水消火器にて消火訓練 ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する	・マイク放送とサイレンを聞く。 ・合図を聞いて保育士のところに集まる。 ・園庭に避難する。 ・保育士の誘導により、避難訓練を行う。 ・水消火器をつかった消火訓練を見る。	10:00	園庭
6月	地震火災 (調乳室)	・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・通報訓練(消防署へ実施) ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する ・地震時に落下しやすい物の点検	・保育室内で頭を隠す。 ・保育士の誘導により、避難訓練を行う。 ・避難後に火事の恐ろしさ、煙を吸わないようすること等の話を聞く。 ・園庭のテントの下に避難する ・防災頭巾着脱の練習(各クラス)をする。	10:00	園庭
	不審者 侵入 (玄関)	・「傘」(防御用)を各クラスに設置しておく ・不審者の園舎への侵入を防ぐ ・園児を保育室へ避難 ・警察への通報(模擬)訓練	・保育士の指示に従い、避難場所に移動する。 ・不審者に気付かれないよう静かに、速やかに避難する。		
7月	地震津波	・大地震とその後の津波による河川決壊時の増水を想定した訓練 ・非常食等の備蓄品の点検 ・地震時に落下しやすい物の点検 ・連絡通路、避難経路の確認 ・避難車で避難する	・保育室内で頭を隠す。 ・カラー帽子・防災頭巾を被り、保育士の周りに集まる。 ・園庭のテントの下に避難する。 ・中高校舎へ避難する。(二次避難)	10:00	園庭 中高校舎
8月	地震 午睡後	・地震時の避難を想定した訓練 ・園庭に避難誘導 ・地震時に落下しやすい物の点検 ・避難車で避難する。 ・消火器の使い方を確認	・保育室内で頭を隠す。 ・帽子を被り、靴をはいて防災頭巾を被り園庭に避難する。 ・テントの中に入り、暑さを避け避難する。	14:30	園庭
9月	大阪880万人 防災訓練	・子どもと一緒にアナウンスを聞く ・2階、ふじ・ばら組に避難する。	・頭と身体を守る。(ダンゴムシのポーズ) ・保育士と一緒にアナウンスを聞き、2階に移動する。	9:30	保育室
	火災 (給食室) 自衛消防訓練サポートセンター	・園庭遊び中の避難方法を確認 ・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・通報訓練(模擬) ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する。	・マイク放送とサイレンが鳴ったらすぐ保育士のところに集まる。 ・保育士の誘導により、避難訓練を行う。 ・テントの中に入り、暑さを避け避難する。	10:00	園庭

10. 月	地震 (浦江公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路や役割分担を確認 ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する。 ・消火器の使い方を確認 ・初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下・防災用マットの下に入る。 ・カラー帽子・防災頭巾を被る。 ・園庭のシートの上、テント内に避難する。 ・浦江公園に二次避難する。 	10:00	園庭 浦江公園
11. 月	地震火災 (給食室) 消防署 初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により火災が発生しないように対処する方法を確認 ・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する。 ・水消火器にて消火訓練 ・地震時に落なしやすい物の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまるまでは安全な場所に身を寄せ、保育士の指示で次の行動に移る。 ・マイク放送サイレンを聞く。 ・サイレンが鳴ったらすぐ保育士のそばに集まる。 ・保育士の誘導により避難訓練を行う。 ・園庭のマット、テントの所に避難する。 ・防災頭巾をかぶる。 	10:00	園庭
12. 月	地震津波 (中高避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震とその後の津波による河川決壊時の増水を想定した訓練 ・非常食等の備蓄品の点検 ・地震時に落なしやすい物の点検 ・連絡通路、避難経路の確認 ・避難車で避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室内で頭を隠す。 ・身支度をして保育士の周りに集まる。 ・園庭のテントの下に避難する。 ・中高校舎へ避難する。(二次避難) 	10:00	中高校 舎
	不審者 侵入 (神社側)	<ul style="list-style-type: none"> ・「傘」(防御用)を各クラスに設置しておく。 ・不審者の園舎への侵入を防ぐ ・園児を保育室へ避難 ・警察への通報(模擬)訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の指示に従い、避難場所に移動する ・不審者に気付かれないと静かに、速やかに避難する。 	10:00	保育室
1 月	火災 (事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の誘導により、避難訓練を行う。 ・「①押さない」「②走らない」「③しゃべらない」の3つの約束を徹底する。 	14:30	園庭
2 月	地震火災 (給食室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により火災が発生しないように対処する方法を確認 ・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・通報訓練(消防署へ実施) ・避難誘導訓練 ・避難車で避難する ・地震時に落なしやすい物の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまるまでは安全な場所に身を寄せ、保育士の指示で次の行動に移る。 ・マイク放送サイレンを聞く。 ・サイレンが鳴ったらすぐ保育士のそばに集まる。 ・保育士の誘導により避難訓練を行う。 ・園庭のマット、テントの所に避難する。 ・防災頭巾をかぶる。 	10:00	園庭
3 月	火災 (隣接住宅) 午睡後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路や役割分担を確認 ・消火器設置場所を確認 ・消火器の使い方を確認 ・避難誘導訓練 避難車で避難する ・二次避難訓練 (中高グラウンド入口) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練と知らせず、実際の火災想定で保育士の誘導により、避難訓練を行う。 ・「①押さない」「②走らない」「③しゃべらない」の3つの約束を徹底する。 ・中高グラウンドへ避難する。(二次避難) 	10:00	園庭 中高 グラウン ド入口

管轄の消防署：大阪市消防局北消防署 大阪市北区茶屋町 19-41 / 06-6372-0119

管轄の警察署：大阪市大淀警察署 大阪市北区中津 1-5-25 / 06-6376-1234

(15) 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

保育園のことについての悩み、ご意見・ご要望は、電話や送迎時に保育士と直接お話しされ、その旨をお聞かせください。ご意見・ご要望を活かしたサービスの向上に努め、皆様に満足いただける質の高い保育を目指します。また、責任者である園長との相談で納得のいかない場合は、第三者委員に直接相談することができます。

当園 ご利用相談窓口	・受付担当 緒方 雅子（主任） ・受付責任者 新田 由紀子（園長） ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 06-6454-0800 ・FAX番号 06-6454-0802 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	氏名 戸田 泰史 電話 090-3821-0793 役職・肩書等 大淀西第一町会 会長
	氏名 岸本 みさ子 電話 06-6872-7135 役職・肩書等 千里金蘭大学教育学部教育学科准教授
	氏名 田中 康晴 電話 06-6453-0281 役職・肩書等 金蘭会高等学校中学校事務長

*当園では、上記の他、要望・苦情等に係る投函箱を園の玄関ホールに設置しています。

(16) 虐待防止について

虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①職員に対して虐待防止研修を実施。
- ②虐待防止マニュアルの作成、運用。

(17) 利用者に対しての保険

- ・保育時間中、けがや事故が起こらないよう安全な保育に万全を期しますが、万一事故が起こった場合には、状況に応じて速やかに医療機関へ受診し治療を施します。
- ・全快に至るまでに生じた治療費は以下の加入保険より給付が受けられます。（上限あり）ただし、保育園側（設備及び保育者）の過失と認められない場合はこの限りではなく、自己負担となります。看護等が必要な場合は、全てを保護者にて行っていただきます。

当園では以下の保険に加入いただきます。

種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
金額	(年額) 保護者負担 240 円（園負担額 135 円） ※令和4年度参考 ＊要保護世帯は年額保護者負担額負担 40 円（園負担額 25 円） ＊要保護世帯の方は保育園までお申し出ください。
内容	負傷等で医療費が 5,000 円（「医療等の状況」が 500 点）以上の場合に給付の対象となり、医療費の 4 割程度（乳幼児・ひとり親医療は 1 割プラス自己負担分）が給付されます。なお、要保護世帯の方は給付対象になりませんが、死亡見舞金や障害見舞金については対象になります。

*当園では、万一の事故等に備え東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険に加入しています

・園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児	9	9	9
1 歳児	10	12	12
2 歳児	13	15	15
3 歳児	18	16	18
4 歳児	18	18	18
5 歳児	18	18	18

(18) 個人情報の取扱いについて

当園は、就業規則や個人情報保護規程で定められた規定に従って、個人情報を厳重に管理します。保育の提供に当たり当園職員が知り得た個人情報を、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはいたしません。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は個人情報を提供します。

- ①園児の保護者からの意向があるとき
- ②法令等の規定に基づくとき
- ③生命身体または財産に対する危害が及んで、危険を避けるため緊急かつやむを得ない場合
- ④小学校への円滑な移行・接続を図れるよう入学予定の小学校との連携や、他の保育園へ転園する場合の連絡調整を行うとき

(19) 保育園運営委員会について

目的：利用者の立場に立った質の良い保育を提供・構築するとともに、安定的で継続的な運営を目的として、各立場からの問題点や要望を吸い上げながら意見交換を行います。

参加者：理事長・第三者委員・園長・主任・看護師・各学年保護者代表 1 名

開催：年間 2 回（6 月・2 月） 1 時間程度の会議

(20) 第三者評価の受審

ありません。

(21) 自己評価の実施状況

個人目標を立て、園外、園内研修の計画、実施、反省、評価を実施する。

(22) 子ども・子育て支援法第39条第3項及び第5項の規定により公表・公示された旨

ありません。(市町村の条例で定める特定教育、保育施設の運営に関する基準に従って給付金に係る施設として適切な運営をしていない場合)

(23) その他の留意事項

①当園内は、全て禁煙・禁酒です。おやつ等、持ち込みの飲食は禁止です。

アレルギーをお持ちのお子さまもいます。

口の中に食べ物を入れたまま、園内にはいらないようにお願いします。

②宗教活動、政治活動、営利活動について

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

③ 貵重品を子どもに持たせないでください。

(24) 避難確保計画書

1 目的

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うこととする。また、水防法第15条の3第1項に基づき、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることとする。

2 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル3以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

- ・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

3 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導

【地震・火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 近隣の建物で火災が発生 <input type="checkbox"/> 地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 施設内で火災が発生 <input type="checkbox"/> 施設が倒壊の危険がある <input type="checkbox"/> 近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消防要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【洪水の場合】 本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測地点名
淀川	5～10m	枚方 地点

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル3の発令 <input type="checkbox"/> 洪水警報発表 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		金蘭会中学校・高等学校及び周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 警戒レベル4, 5の発令 <input type="checkbox"/> 上表に記載した河川において氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内にある。または施設が浸水深より低い位置にある場合の避難場所は（金蘭会高等学校中学校：住所 大阪市北区大淀南3-3-7）とする。

※浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者がいないことを確認する。

【避難誘導の判断基準】 浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所に避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が2階以上にあれば屋内で安全確保 施設が1階にあれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が3階以上にあれば屋内で安全確保 施設が2階以下にあれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が5階以上にあれば屋内で安全確保 施設が4階以下にあれば別の安全な場所へ避難

家屋倒壊等氾濫想定区域 浸水深に関わらず区域内にあれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

【高潮の場合】

高潮時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

高潮の想定浸水深		5～10 m	
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近5日前から】 以下に該当する場合 □台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね12時間～48時間前】 以下のいずれかに該当する場合 □大阪府知事より「府民へのメッセージ」が発表 □大阪市から自主避難情報の呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報収集	情報収集伝達要員
		保育開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		保育開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		金蘭中学校高等学校及び周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休園の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね6時間～12時間前】 以下に該当する場合 □警戒レベル3の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		金蘭会中学校・高等学校及び周辺住民への協力	情報収集伝達要員

		依頼	
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 □警戒レベル4, 5の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

高潮時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

自施設内で安全確保を図る

避難場所を設定する（金蘭会高等学校中学校：住所 大阪市北区大淀南3-3-7）

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制が整い次第、隨時避難を実施する。

※浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者がいないことを確認する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫の想定浸水深		0. 1～0. 3 m	
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □大雨又は台風に関する気象情報発表 □大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 □大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		金蘭会中学校・高等学校 及び周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

自施設内で安全確保を図る

避難場所を設定する（金蘭会高等学校中学校：住所 大阪市北区大淀南3-3-7）

※浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者がいないことを確認する。

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で児童を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	1～2 m
--------	-------

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
体制注意	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
体制非常	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 津波警報 <input type="checkbox"/> 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

津波時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- 自施設内で安全確保を図る
- 避難場所を設定する（金蘭会高等学校中学校：住所 大阪市北区大淀南 3-3-7）

※浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

4 避難場所

広域避難場所： 下福島公園 （住所：大阪市福島区福島 4-1-82）

一時避難場所： 浦江公園 （住所：大阪市北区大淀南 3-3）

津波避難場所： 清風寺 （住所：大阪市北区大淀南 2-5-5）

災害時避難所： 大淀小学校 （住所：大阪市北区大淀中 4-10-33）

施設内の安全な場所： 園内 2 階保育室、2 階屋上園庭

災害の種類	地震		火災	
避難場所	浦江公園	浦江運動場	浦江公園	金蘭会高等学校中学校
所要時間	徒歩 2 分	徒歩 5 分	徒歩 3 分	徒歩 3 分
距離	30 m	100 m	30 m	20 m

5 避難方法

金蘭会高等学校中学校・浦江公園へ避難する場合・・・・徒歩・避難車

（2～5歳児・・・徒歩、0～1歳児・・・徒歩、避難車）

6 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり。これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・ 懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帶用拡声器・ 電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー・施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

7 防災教育及び訓練の実施

毎年 8月または採用時に新規採用の職員を対象とした研修を実施する。

毎年 8月に全職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。